

## (一財)建築保全センター耐震性能判定委員会

### ○ 耐震性能判定委員会の設置及び運営について

平成17年4月1日

改正 平成23年8月11日

平成24年4月1日

#### 第1 耐震性能判定委員会

##### 1 目的

耐震性能判定委員会(以下「委員会」という。)は、公共建築物の耐震診断および耐震改修の耐震性能判定に係る事項を審議することを目的とする。

##### 2 委員の選任等

委員会に委員8名以内を置くことが出来る。委員は、(一財)建築保全センター理事長(以下

「本センター理事長」という。)が選任する。

なお、委員の選任にあたっては、中立・公正の立場で客観的に建築物の耐震診断および耐震改修の耐震性能についての審査を適切に行うことができる学識経験等を有する者から行う。

本センター理事長は委員の中から委員長および副委員長を指名する。

##### 3 議事の進行

議事の進行は、委員長が行う。なお、委員長が出席できない場合、副委員長は委員長に代わって委員会の進行を行う。

##### 4 委員の任期

委員の任期は一年とし、再任できるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### 5 委員の公表

委員会は、年度当初の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行う。また、年度途中で委員が交代した場合は、直近の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行う。

#### 第2 定例委員会

##### 1 定例委員会の招集、開催

定例委員会は、原則として毎月第3週月曜日(15:00~17:30)に委員長が招集する。ただし、審議案件が無い場合、休会とする。

##### 2 定例委員会提出資料

定例委員会へ提出する資料は、次の①から⑦の資料とする。

- ① 判定建物概要
- ② 建物の主要設計図書
- ③ 耐震診断計算書・判定資料
- ④ 耐震改修計画書
- ⑤ 耐震改修後の安全性の検討書

- ⑥ ①～⑤までの要約
- ⑦ その他委員会・事務局により提出を求められた資料

第3 委員会の定足数

委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することは出来ない。

第4 委員会の議決

委員会の議事は、出席委員の全員の賛成により決する。

第5 専門部会

建物耐震診断および耐震改修計画に対する委員会の指摘事項並びに追加検討事項等の内容について委員長の名による専門委員から成る専門部会を設け、専門委員は指摘事項等の資料に対する意見・指導を行う。

第6 議事録

会議は議事録を作成し、審議過程の透明性を確保するものとする。

第7 判定書の発行

本センター理事長は、委員会の決定を受けて速やかに判定書を作成し、発行するものとする。

第8 判定を行わない建築物

判定委員会委員自らが建築主である建築物又は自らが設計、工事監理、施工に係る業務を行う建築物については、その委員は評定業務に関わらない。

(一財) 建築保全センター自らが耐震診断又は耐震改修計画に関する業務を行った建築物については評定業務を行わない。